公益社団·財団法人 代表者殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

まん延防止等重点措置区域である都道府県全域における イベント開催等の取扱いについて

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

標記について、別紙のとおり内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進 室長から各都道府県知事等に対して事務連絡が発出されておりますところ、貴 法人におかれては、本事務連絡も御確認の上、都道府県等から新型コロナウイ ルス感染症防止対策に係る要請等がなされた場合は、必要な協力等を行ってい ただきますようお願い申し上げます。

以上

事 務 連 絡 令和4年3月17日

各都道府県知事 殿 各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

まん延防止等重点措置区域である都道府県全域における イベント開催等の取扱いについて

令和4年3月17日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が一部変更され、まん延防止等重点措置区域である都道府県全域においては、「感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100%とすることを基本とする。」との方向性が示された。

今後、まん延防止等重点措置区域である都道府県全域において、感染防止安全計画(以下「安全計画」という。)を策定し、実施するイベント開催等については、「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その4)」(令和4年2月10日事務連絡)における、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県において安全計画を策定し、実施するイベント開催等と同様の取扱いとする。

なお、まん延防止等重点措置区域である都道府県全域において、感染防止安全計画を策定しないイベント開催等については、従前のとおり人数上限を 5,000 人とすることを基本とする。